

議案第 20 号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和 51 年芽室町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「

美生川 河川敷 公園	パーク ゴルフ 場	1 日券	200	(1) 1 日券及び回数券は、1 施設につき 1 人 1 枚の利用券とする。 (2) シーズン券は、3 施設共通利用券とする。 (3) 共通回数券は総合体育館、町営水泳プールとの共通利用券とする。
芽室霊 園緑地 公園		共通回数 券（12 枚 つづり）	2,000	
東工北 1 公園		シーズン 券	5,000	

」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部改正）
- 2 芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和 53 年芽室町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。
別表備考第 8 号中「、パークゴルフ場」を削る。
（芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部改正）
- 3 芽室町営水泳プール設置及び管理条例（平成 2 年芽室町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
別表備考第 4 号中「、パークゴルフ場」を削る。

説 明

公共施設使用料の見直しに伴い、パークゴルフ場の使用料を無料化しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現 行

別表第3(第2条、第9条関係)
有料公園施設使用料

別表第3(第2条、第9条関係)
有料公園施設使用料

有料公園施設		使用料			備考
		単位		金額(円)	
芽室公園	野球場	—	1時間	730	(1) 備付の放送施設を使用する場合は1時間につき270円を徴収する。 (2) 庭球場、運動広場及び弓道場の照明施設を使用する場合の使用料は、実費相当額を徴収する。 (3) 庭球場の1回の使用時間は3時間以内とする。 (4) 団体とは、10人以上で使用の場合とする。 (5) 営利を伴う催し物等で使用する場合は又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として入場する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。 芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割 (6) 1時間未満の使用は、1時間とする。
	庭球場	1面	1時間	100	
	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	
南多目的運動公園	弓道場	個人	半日	100	
		団体	1時間	680	
	ソフトボール場	全面	1時間	250	
芽室南公園	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	
	庭球場	1面	1時間	100	
十勝川河川敷運動広場	野球場	—	1時間	500	

有料公園施設		使用料			備考
		単位		金額(円)	
芽室公園	野球場	—	1時間	730	(1) 備付の放送施設を使用する場合は1時間につき270円を徴収する。 (2) 庭球場、運動広場及び弓道場の照明施設を使用する場合の使用料は、実費相当額を徴収する。 (3) 庭球場の1回の使用時間は3時間以内とする。 (4) 団体とは、10人以上で使用の場合とする。 (5) 営利を伴う催し物等で使用する場合は又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として入場する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。 芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割 (6) 1時間未満の使用は、1時間とする。
	庭球場	1面	1時間	100	
	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	
南多目的運動公園	弓道場	個人	半日	100	
		団体	1時間	680	
	ソフトボール場	全面	1時間	250	
芽室南公園	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	
	庭球場	1面	1時間	100	
十勝川河川敷運動広場	野球場	—	1時間	500	
美生川河川敷公園	パークゴルフ場	1日券		200	(1) 1日券及び回数券は、1施設につき1枚の利用券とする。
芽室霊園緑地公園		共通回数券(12枚つづり)		2,000	(2) シーズン券は、3施設共通利用券とする。
東工北1公園		シーズン券		5,000	(3) 共通回数券は総合体育館、町営水泳プールとの共通利用券とする。

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u> <u>(芽室総合体育館設置及び管理条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>芽室町総合体育館設置及び管理条例(昭和53年芽室町条例第19号)の一部を次のように改正する。</u> <u>別表備考第8号中「、パークゴルフ場」を削る。</u> <u>(芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部改正)</u></p> <p>3 <u>芽室町営水泳プール設置及び管理条例(平成2年芽室町条例第33号)の一部を次のように改正する。</u> <u>別表備考第4号中「、パークゴルフ場」を削る。</u></p>	

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第9条関係） 総合体育館使用料			別表（第9条関係） 総合体育館使用料		
(単位 円)			(単位 円)		
	区 分	基本使用料		区 分	基本使用料
団 体 使用料	第1競技場	1時間につき 1,550	団 体 使用料	第1競技場	1時間につき 1,550
	第2競技場	〃 480		第2競技場	〃 480
	トレーニング室	〃 210		トレーニング室	〃 210
	研修室	〃 170		研修室	〃 170
個 人 使用料	当日券（1人1回につき）	200	個 人 使用料	当日券（1人1回につき）	200
	共通回数券（12枚つづり）	2,000		共通回数券（12枚つづり）	2,000
	6か月券	5,000		6か月券	5,000
備考			備考		
1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。			1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。		
2 営利を伴う催し物等で使用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。 芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割			2 営利を伴う催し物等で使用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。 芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割		
3 第1競技場又は第2競技場を使用する場合、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該使用料は全額徴収する。ただし、その使用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1の額とする。			3 第1競技場又は第2競技場を使用する場合、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該使用料は全額徴収する。ただし、その使用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1の額とする。		
4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。			4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。		

改正案	現 行
<p>5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p> <p>6 団体とは、10人以上で使用の場合とする。</p> <p>7 1時間未満の使用は、1時間とする。</p> <p>8 共通回数券は町営水泳プールとの共通利用券とする。</p>	<p>5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p> <p>6 団体とは、10人以上で使用の場合とする。</p> <p>7 1時間未満の使用は、1時間とする。</p> <p>8 共通回数券は町営水泳プール、<u>パークゴルフ場</u>との共通利用券とする。</p>

芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案							現 行						
別表(第8条関係) 芽室町営水泳プール使用料 (単位 円)							別表(第8条関係) 芽室町営水泳プール使用料 (単位 円)						
名称	個人使用料			団体使用料			名称	個人使用料			団体使用料		
	当日券(1人1回につき)	共通回数券(12枚つづり)	6か月券	1団体1回につき	専用使用加算料金(25mプール1時間につき)			当日券(1人1回につき)	共通回数券(12枚つづり)	6か月券	1団体1回につき	専用使用加算料金(25mプール1時間につき)	
					1コース	全コース						1コース	全コース
芽室町温水プール	400	2,000	10,000	3,840	330	2,800	芽室町温水プール	400	2,000	10,000	3,840	330	2,800
備考 1 団体とは、10人以上で使用の場合とする。 2 専用使用は、団体での使用の場合に限る。 3 25mプール全コースの専用は、大会使用の場合に限る。 4 共通回数券は、総合体育館との共通利用券とする。							備考 1 団体とは、10人以上で使用の場合とする。 2 専用使用は、団体での使用の場合に限る。 3 25mプール全コースの専用は、大会使用の場合に限る。 4 共通回数券は、総合体育館、パークゴルフ場との共通利用券とする。						